

令和4年第1回定例会

根室北部廃棄物処理広域連合議会会議録

第1号(令和4年3月4日)

○議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	広域連合長あいさつ並びに提出案件の概要説明
日程第 5	一般質問
日程第 6 議案第 2号	令和3年度根室北部廃棄物処理広域連合一般会計補正予算
日程第 7 議案第 1号	令和4年度根室北部廃棄物処理広域連合一般会計予算
日程第 8 議案第 3号	根室町村等公平委員会規約の変更について
日程第 9 同意第 1号	根室町村等公平委員会委員の選任について

○会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	広域連合長あいさつ並びに提出案件の概要説明
日程第 5	一般質問
日程第 6 議案第 2号	令和3年度根室北部廃棄物処理広域連合一般会計補正予算
日程第 7 議案第 1号	令和4年度根室北部廃棄物処理広域連合一般会計予算
日程第 8 議案第 3号	根室町村等公平委員会規約の変更について
日程第 9 同意第 1号	根室町村等公平委員会委員の選任について

○出席議員(16名)

1番 田 中 良	2番 加 藤 勉
3番 石 橋 昌 幸	4番 大 垣 勇
5番 松 村 康 弘	6番 高 橋 善 貞
7番 外 山 浩 司	8番 今 西 和 雄
9番 小 野 哲 也	10番 佐 藤 晶
11番 小 川 悠 治	12番 田 中 孝 幸
13番 鈴 木 克 弘	14番 後 藤 一 男
15番 戸 田 奨 悅	議 長
	16番 西 原 浩

○欠席議員(0名)

○出席説明員

広域連合長 曽根興三
副広域連合長 山口将悟
事務管理者 佐藤次春
係長 福田英範
主任 任名畑美津男
職員 員佐藤一彦
代表監査委員 酒井猛

副広域連合長 西村穰
副広域連合長 渕屋稔
事務局長 小湊昌博
主査 林幸市
リサイクルセンター長 田中道行
会計管理者 中村公一

○議会事務局出席職員

事務局員 福田英範

○会議録署名議員

8番 今西和雄

9番 小野哲也

◎開会宣言

○議長（西原 浩君） ただいまより、令和4年第1回根室北部廃棄物処理広域連合議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において指名いたします。

8番今西和雄議員、9番小野哲也議員、以上2名を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（西原 浩君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日一日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日一日と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（西原 浩君） 日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第4 広域連合長あいさつ並びに提出案件の概要説明

○議長（西原 浩君） 日程第4 広域連合長からあいさつ並びに提出されている案件の概要について説明があります。

広域連合長。

○広域連合長（曾根興三君） 本日、令和4年第1回議会定例会を招集させていただきました。議員各位におかれましては、年度末ということで、大変お忙しい中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

まず初めに、各施設の概要について御報告申し上げます。

ごみ処理施設の稼働状況でございますけれども、今年度末における各関係町からの搬入量につきましては、1万1,600トン前後でして、焼却量も同じ1万1,600トン前後で、搬入量並びに焼却量ともに前年度とほぼ同程度となることを見込んでおります。

また、リサイクルセンターの資源物の搬入量につきましても、前年度実績と同程度の2,040トン前後になると見込んでおります。

いずれの施設も順調に稼働しているところでございます。

次に、本定例会に提出いたしました議案の概要について説明を申し上げます。

案件につきましては、議案3件、同意1件でございます。

議案第1号は、令和4年度一般会計予算で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億7,120万円といたしたいとするものでございます。

原油の価格の変動に伴いまして、燃料費、電気料金及び各種資材の高騰や人件費の上昇などによりまして、大変厳しい予算計画ではありますけれども、ごみ処理施設及びリサイクルセンターの運転管理費及び点検・補修工事費などについて、しっかり検討しまして精査をいたしました結果、前年度当初予算を下回る経費を見込みました。

対前年比の比較でいきますと、率で2.22%、金額では1,980万円の減額ということになっております。

議案第2号は、令和3年度の一般会計補正予算でございます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ69万8,000円、これを減額しまして、歳入歳出予算の総額を8億9,302万円といたしたいとするものでございます。

歳入では、前年度繰越金の増額、歳出では、各費目の執行残及び今後の決算見込額の精査などによりまして、関係各町の負担金が1,731万5,000円の減額となるものでございます。

議案第3号は、根室町村等公平委員会規約の変更についてでございます。

根室町村等公平委員会から、共同設置以来、根室町村会に事務所を置きまして、事務局を標津町が担っていましたが、今後、4町で5年ごとに事務局を持ち回りすることとし、このたび令和4年4月1日からは、中標津町が事務局となることとしたために、根室町村等公平委員会規約の一部を変更いたしたいというものです。

次、同意第1号につきましては、根室町村等公平委員会委員の選任についてでございます。

公平委員会委員は、現在3名ですけれども、1名の方が令和4年3月31日、今月末で任期満了となりますことから、新たな方の選任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶並びに提出案件の概要説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

◎日程第5 一般質問

○議長（西原 浩君） 日程第5 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許可します。

6番、高橋善貞議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

6番、高橋議員。

○6番（高橋善貞君） 施設運営に係る今後の運営計画について質問させていただきます。

平成14年7月に根室北部廃棄物処理広域連合が設立し、今年で20年を迎える、平成19年から稼働している根室北部広域ごみ処理施設、いわゆる別海焼却場は15年、平成16年3月稼働のリサイクルセンターは、18年が経過しております。この間、4町の人口は広域連合設立時の平成14年に約5万4,000人だったものが、令和2年10月の国

勢調査では約4万7,000人で、約1割の人口が減少している状況にあります。

しかし、人口が減少しているにもかかわらず、広域連合のごみ処理場が受入れしている年間ごみ量は、平成20年度の1万2,172トンに比べ、令和2年度の決算時では1万1,887トンであり、わずか2%程度しか減少しておりません。

また、広域連合の事業費の決算額は、平成20年度の5億2,000万円から徐々に上昇し、令和2年度では9億7,000万円と実に1.78倍となっていることから、年々施設が老朽化している状況を考えますと、今後も構成4町の財政負担はさらに大きくなるのではないかと推察しております。そのためにも今後のごみ処理方法の在り方や、施設の運営を早急に検討していく必要があります。

以上のことから、今後の運営を含めた広域連合としての計画等の考えについて質問いたします。

最初の質問ですが、ごみ処理基本計画についてお聞きします。

令和2年度から令和3年度にかけて、市町村では「第2期地域創生総合戦略」を策定しており、それに合わせて4町では独自推計により将来人口である人口ビジョンを設定しております。その人口ビジョンでは、高齢化がピークになる年なのですが、2040年、令和22年の4町全体の人口目標数を4万1,016人としていることからも、将来的に人口減少は止められない状況が示されています。

人口減少が避けられない状況の中でも、各町では、国・北海道の上位計画に基づき、総合計画を例とした様々な計画を策定していかなければならず、策定後も実現に向けて取組を推進していかなくてはなりません。その中の計画の一つに「ごみ処理基本計画」があります。ごみ処理基本計画は、現在、各町で平成26年度から10年間から15年間を計画年として策定している状況にあり、新たな基本計画の策定が必要な時期に来ています。

そこで、現在、ごみ処理に関しては、ごみ処理施設等の管理運営を行っており、施設の経過や状況、4町の廃棄物処理の現状を把握できる広域連合が、ごみ処理基本計画を策定すべきと考えますが、所見を伺います。

○議長（西原 浩君） 広域連合長。

○広域連合長（曾根興三君） 高橋議員も御存じかと思いますけれども、広域連合の規約の中で、広域連合の事務は、共同可燃ごみ等処理施設、それと共同リサイクルセンターの設置、管理及び運営に関する事とということになっておりまして、ごみ処理基本計画をつくる・つくらないということは、今の広域連合の中には役割として記入されておりません。したがって、ごみ処理全体を連合で把握はしておりません。ごみ処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、一般廃棄物処理計画の中の一部として市町村が策定するものとなっていることから、これは各自治体が策定すべき計画であるというふうに考えております。

ただ、各自治体が策定するにあたり、今後、広域的に連携していくのかというようなことを議論していくことは、これは大切なことだというふうに考えておりますので、広域連合としてする、取り組むということは今のところちょっと難しいですけれども、各自治体が、私も一員としてほかの自治体と連携をし、情報交換をしながら一緒にやっていけるところがないのかというようなことの議論は、どんどん進めていきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（西原 浩君） 6番、高橋議員。

○ 6番（高橋善貞君） 2点目の質問です。

一般的なごみ焼却施設の稼働年数は35年と言われている中、高齢化率がピークとなる2040年には、別海町の焼却施設も中標津町のリサイクルセンターの施設も、施設更新時期を迎えます。

また、同時に竣工した附帯する施設においては、現在の施設を使いながら、新たな施設を建設する検討がされていると聞いておりますが、当連合においても現在運用する施設の大規模修繕を講じるのか、また、施設の更新時期を設定して、新たな施設においてコスト削減や再生エネルギー活用に取り組むかの判断は、4町の財政運営に大きな影響があるものと考えます。

ごみのリサイクル、ごみの分別、ごみの減量化など、各自治体が取り組むべき課題も大いにあるかと思いますが、広域連合としては、将来的な事業運営に関する4町の財政負担などを示す必要があると考えます。現在、施設の在り方などについて検討を進めていると思いますが、今後、どのように進められていくのか、また、各町の費用負担の在り方など、改めて連合長の見解を伺います。

○議長（西原 浩君） 広域連合長。

○広域連合長（曾根興三君） 広域連合の施設は稼働から、議員おっしゃったように、ごみ処理場が15年、リサイクルセンターが18年を経過しようとしております。施設を運営する上で事務局費や委託料、その他光熱水費など経費は、例年ほぼ同額で推移しております。しかし、老朽化に伴いまして、施設を維持するための維持補修工事や機器の更新費用は5年間の計画を立てて、毎年できるだけ計画的に工事を進めている状況ではありますけれども、近年では予定外の破損や故障が発生しまして、計画を前倒しする形で緊急的に工事を実施している状況でもあります。そのためにこのまま維持していくにしても、また大規模改修が必要ではないかと考えております。係る費用につきましては、これも心配しているところでございます。

こういった状況から、今年度、現在、施設の状況などを把握するための精密機能の検査を実施しまして、さらには各町の副町長方に施設延命化のための大規模な基幹改良工事を進めている施設や、既に終了している施設などを視察をしていただきまして、それぞれの施設の延命化の考え方や交付金・補助金などの財政措置の状況などを調査研究しております。

これから、4町の担当者によります連絡会議や運営委員会等におきまして、それらの結果の分析を含めた総合的に検討を進めていく予定となっております。検討していく中では、施設の方向性などの検討もこれも必要ですし、方向性が決まれば工事に係る経費の各町の費用負担、さらには具体的なタイムスケジュールなども御説明させていただきたいと考えております。具体的に方向性など決まりましたら、議会にもお示ししてまいりたいと考えております。いずれにしてもしっかりとそこら辺を情報収集し、間違いのない、また各町の負担ができるだけ少なくできるようなそういう方法を今研究中でございますので、検討が終わり次第、議会の皆さんにも御提示したいと考えております。

以上です。

○議長（西原 浩君） 6番、高橋議員。

○ 6番（高橋善貞君） 御答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

将来的に財政負担が大きくのしかかってくる状況に対して、財源対策は大きな課題だと思っています。今年1月に総務省は、別海町を新たに過疎地域に指定しました。これによ

り広域連合4町で、返済額の7割が国が補填してくれる過疎債が発行できないのは、中標津町だけになりました。指定されないことを喜んでいいのか、悲しんでいいのかよく分かりませんが、最後の質問は、この将来的にも厳しい財政確保の選択肢に北方領土隣接地域振興等基金の一部を充てる、取り崩すということなのですが、充てることを広域連合で強く要請すべきではないかと考えます。

外務省では平成29年度、北方4島における共同経済活動のプロジェクトに、北方領土のごみの減容対策を上げて、令和元年度には国後島への現地視察も実施しました。現在、ウクライナの緊迫した情勢もありますが、北方領土のごみ問題と隣接する広域連合の4町のごみ問題について、比較すべきではないと思いますが、住民が納得できる状況下にはありません。新たに策定する令和5年度を初年度とする、第9期北方領土隣接地域振興計画に、この実情を国と北海道に訴えて、北方領土問題の早期解決と隣接地域のさらなる支援の強化を強く要望していくべきと考えますが、連合長の見解を伺います。

○議長（西原 浩君） 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午後 1時47分 休憩

午後 1時47分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

広域連合長。

○広域連合長（曾根興三君） 今の高橋議員の御提案でございますけれども、確かに北方基金はいろいろな制度がございまして、それのどれを利用するように要請したほうがいいのかなど。要請すること自体は、いいことだと考えておりますけれども、ただ、ごみ処理施設を建設に対して負担金は、各町それぞれいろいろな制度があります。

今、おっしゃったように、中標津町は過疎債を使えないということがありますし、別海町は防衛の補助事業もできる、いろいろなそれぞれの町の負担の方法もありますので、北方基金を例えばそれに充てるとしたら、今まで充てていた事業は今度はお金が足りなくなるというような影響も出てきますので、いろいろな可能性を1回この際検討をして、うちのこの地域にとってどの制度を活用するのが一番有利なのなかということを、各4町で連携をとって探っていくことが大切なことだと考えております。

また、北方関係は基金だけでなく、新たに今回の対策に対して対応してくれというようなことを国に対して要請していくことも、これもまた大切なことだと思いますので、それも4町と連携をしていきたい。

根室市一廃の処理施設は違うので、五つの自治体が全部同じ方向に向けるかなというのも、課題もありますけれども、そういう課題も含めて御提案のように、できるだけ4町で連携をとり、どういう制度が一番各町にとって負担の少ない建設に向かっていけるかというようなことを議論していくことは、大切だというふうに考えております。

御理解よろしくお願ひします。

○議長（西原 浩君） 以上で、6番高橋議員の一般質問を終わります。

これで、通告のありました全ての一般質問を終わります。

◎日程第6 議案第2号

○議長（西原 浩君） 日程第6 議案第2号令和3年度根室北部廃棄物処理広域連合一般会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（小湊昌博君） 議案第2号令和3年度根室北部廃棄物処理広域連合一般会計補正予算の内容について御説明いたします。

別冊の補正予算書、1ページをお開きください。

令和3年度根室北部廃棄物処理広域連合一般会計補正予算（第1号）。

令和3年度根室北部廃棄物処理広域連合一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ69万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,030万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

初めに上の表、歳入から御説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項で1,731万5,000円の減。

3款繰越金、1項で1,662万5,000円の増。

4款預金利子、1項で8,000円の減。

歳入合計で、補正前の額8億9,100万円から69万8,000円を減額し、8億9,030万2,000円に改めようとするものです。

次に、下の表、歳出です。

1款議会費、1項で19万4,000円の減。

2款総務費、1項から3項で50万4,000円の減。

歳出合計で、補正前の額8億9,100万円から69万8,000円を減額し、8億9,030万2,000円に改めようとするものです。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書の御説明をさせていただきますが、3ページの総括は省略させていただきまして、5ページの歳入から御説明いたします。

5ページをお開きください。

2、歳入です。

款項の説明は省略させていただき、目の補正額欄で御説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項、1目関係町負担金、1,731万5,000円の減は、繰越金の増額分及び歳出減額分の合計額を負担金から減額しようとするものです。

なお、関係町、それぞれの減額は、説明欄のとおりでございます。

3款繰越金、1項、1目繰越金1,662万5,000円の増は、前年度繰越金の額の確定によるものです。

4款諸収入、1項、1目預金利子8,000円の減は、額の確定によるものです。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページをお開きください。

3、歳出です。

同じく目の補正額欄で説明いたします。

1款議会費、1項、1目議会費19万4,000円の減は、執行残及び今後の支出見込

み精査によるものです。

2款総務費、1項、1目一般管理費22万1,000円の減、2項、1目選挙管理委員会費1万2,000円の減、3項、1目監査委員費27万1,000円の減は、いずれも新型コロナウイルス感染対策のため、会議の中止による旅費や科目的執行残や今後の支出見込み精査によるものです。

次に、補正予算給与費明細書について御説明いたします。

9ページをお開きください。

1、特別職です。給与費の報酬の補正でございます。

表の最下段、比較の欄で説明させていただきます。

議員で12万8,000円の減、その他の特別職で2万円の減、比較で14万8,000円の減となり、給与費及び合計でも14万8,000円の減となっております。

以上で、議案第2号の内容説明とさせていただきます。

○議長（西原 浩君） 議案第2号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから、議案第2号令和3年度根室北部廃棄物処理広域連合一般会計補正予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第1号

○議長（西原 浩君） 日程第7 議案第1号令和4年度根室北部廃棄物処理広域連合一般会計予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（小湊昌博君） 議案第1号令和4年度根室北部廃棄物処理広域連合一般会計予算の内容を御説明いたします。

別冊の一般会計予算書、1ページをお開きください。

令和4年度根室北部廃棄物処理広域連合一般会計予算。

令和4年度根室北部廃棄物処理広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億7,120万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予

算」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

歳入です。

1款分担金及び負担金、1項で8億6,316万8,000円。

2款使用料及び手数料、1項、2項で12万8,000円。

3款繰越金、1項で1,000円。

4款諸収入、1項、2項で790万3,000円。

歳入合計で、8億7,120万円とするものです。

3ページにお進みください。

歳出です。

1款議会費、1項で68万1,000円。

2款総務費、1項から3項で4,301万4,000円。

3款衛生費、1項で8億2,450万5,000円。

4款予備費、1項で300万円。

歳出合計で、8億7,120万円とするものです。

次に、歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきますが、5ページの総括は省略させていただきまして、歳出から説明させていただきますので、9ページをお開きください。

3、歳出です。

款項の説明は省略させていただき、目の欄で説明させていただきます。

1款議会費、1項、1目議会費68万1,000円で、4,000円の増は費用弁償の増となるものです。

10ページをお開きください。

2款総務費、1項、1目一般管理費、12ページまでです。4,242万2,000円で、145万3,000円の増は、令和4年度から会計年度任用職員を専任職員に変更することより、給料や職員手当等が増、さらに施設の通信回線が令和4年度から高速無線回線が使用できなくなることから、光回線とするための費用で増となることが主なものでございます。

13ページをお開きください。

2項、1目選挙管理委員会費9万2,000円で、前年と変更ありません。

3項、1目監査委員費50万円で、2,000円の増は実績により増とするものです。

14ページをお開きください。

3款衛生費、1項、1目リサイクルセンター費、15ページ下段までです。5,705万円で、89万4,000円の増は、老朽化により機器等の修繕の増加が見込まれることから、修繕料で増額となることが主な要因となっております。

15ページ、下段にお進みください。

2目ごみ処理施設管理費、16ページの下段までです。7億6,745万5,000円で、4,811万9,000円の増です。増額の要因といたしましては、燃料費及び光熱水費の単価増によるものと工事請負費の増が主なものであります。工事費につきましては令和4年度熱分解・溶融・焼却設備の補修工事のほか、ごみ焼却に送る機械設備につきましても消耗等が進んでいることから、補修工事を計画したことで増額となったものです。

17ページにお進みください。

4款予備費、1項、1目予備費300万円で、前年と増減はありません。

0款公債費につきましては、令和3年度で償還が終了していることから、廃款となります。

次に、歳入について御説明いたしますので、7ページまでお戻りください。

2、歳入です。

同じく、目の欄で御説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項、1目関係町負担金8億6,316万8,000円で、2,032万5,000円の減です。関係町ごとの負担額につきましては、説明欄のとおりとなっております。

2款使用料及び手数料、1項、1目衛生使用料7万8,000円。

2項、1目衛生手数料5万円で、ともに前年度からの増減はございません。

8ページをお開きください。

3款繰越金、1項、1目繰越金1,000円で、前年と同額となっております。

4款諸収入、1項、1目預金利子2,000円で、8,000円の減は定期預金の利率の実績等により、実勢に合わせて減額するものです。

2項、1目資源物売扱等収入786万8,000円で、54万円の増は、資源物の売扱単価が上昇していることから、実績等の精査によるものです。

2目雑入3万3,000円で、7,000円の減は、会計年度任用職員の減に伴いまして、社会保険収入の減とするものです。

次に、19ページをお開きください。

給与費明細書です。

1、特別職です。

議員、監査委員及び選挙管理委員会委員の報酬となります。

職員数は、議員16人、その他の特別職6人、計22人。

報酬は、議員32万円、その他の特別職17万6,000円、計49万6,000円で、職員数、報酬、ともに増減はございません。

20ページをお開きください。

2、一般職です。

(1)の総括の下段、比較の欄で御説明いたします。

職員数は、専任職員1名の増と会計年度任用職員1名が減となるものです。

給与費の報酬で180万8,000円の減、給料で296万8,000円の増、職員手当で92万9,000円の増、給与費計で208万9,000円の増、共済費で24万2,000円の増、合計で233万1,000円の増となるものです。

20ページ中段から21ページの職員手当の内訳、22ページ上段の(2)給料及び職員手当の増減額の明細、22ページ中段から24ページまでの(3)給料及び職員手当の状況につきましては、説明を省略させていただきます。

25ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

令和3年度で償還が終了したことから、表の真ん中にあります令和3年度末現在高見込額がゼロとなっております。

以上で、議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

5番、松村議員。

○5番（松村康弘君） ただいま説明を受けました一般会計予算でございますけれども、16ページ、ごみ処理施設管理費の燃料費として4,800万円、光热水費として1億ちょっとが計上されております。一方で、14番の工事請負費で、施設点検補修工事費で2億7,000万円、SDGs 地球温暖化に対応するために、これらの燃料をいかにセーブしていくかということは喫緊の課題であります。

今回の2億7,000万円の点検補修の工事の中に、そういう視点での費用は含まれているのでしょうか、お答え願います。

○議長（西原 浩君） 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午後 2時12分 休憩

午後 2時12分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（小湊昌博君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

ただいま御質問の工事に関する施設点検補修工事にSDGsのことについて、そういう検討をしているのかということの御質問だったと思うのですが、その内容につきましては、この工事費につきましては、先ほど連合長の報告にもありましたとおり、現在、老朽化した施設を維持していくためにいろいろな工事をやって、施設を維持していくための工事を、この工事費として計上させていただいております。その中では、SDGsについての検討については、特にはしておりません。

○議長（西原 浩君） 5番、松村議員。

○5番（松村康弘君） 広域連合長にお尋ねいたします。

今の地球環境の問題というのは、日本国政府もいよいよその方向にかじを切っております。ごみ焼却施設の今の処理場、処理の在り方、そのものについて今後長い時間です。10年、20年の中には、このような石油を使って生ごみを蒸し焼きにしていいという方法そのものを変えていかねばならない時期が、目の前に迫っているような気がいたします。

先ほど、一般質問の御答弁の中で、改修になった施設の状況なども視察するとおっしゃいました。その中に、ぜひこの際、ガス化溶融炉でないような別の方式、例えば堆肥化とか、そのような組合わせによって問題を解決したところもぜひ視察いただきまして、最終的に我々の議会に対して現実のガス化溶融炉を今の話ではないです。2年後でも3年後でもないかもしれない、でも5年後とかにはガス化溶融炉の新しいものを造るすればこれだけ、それ以外の方法であればこれだけぐらいのものがあるというのが必要なんだみたいな。例えば、それが各町の負担が若干増えたにしてみても、それは今の時代考慮すべき、考えるべきテーマではなかろうかと思いますけれども、広域連合長、いかがでございましょうか。

○議長（西原 浩君） 当初予算に関する質問でお願いしたいのですけれども。

大丈夫ですか。

広域連合長。

○広域連合長（曾根興三君） 先ほどの私の報告で、ちょっと誤解をされたかもしれませんけれども、今年というのは、既に副長方の視察終わっているのですよ。その中でガス化溶融炉以外の施設も見に行っております。ただ、今回の予算で出た修理というのは、現状の施設を維持修理して長持ちさせるという工事なので、新たな取組を今の施設の中で取り組めるかどうかということになると、ごみの質を、なるべく水分を少なくするとか、そういうようなことで燃料を下げるようなことはできるかもしれませんけれども、施設そのものの方向としてSDGsにのっとったようなものを取り入れられるかどうかというのは、なかなか難しいものだと思います。

ただ、高橋議員の質問にもありましたけれども、今後、長い目で見たときには当然今の方針以外の技術がどんどん進んでいますので、新たな、頭から建て替えると。それによってSDGsに乗った環境に配慮した施設を、新たに建てるというようなことも選択肢の一つであるというふうには考えております。そのときにも費用と環境に対する効果と、そこら辺も総合的に検討して、4町でしっかり話ししていかなければならないと、そういう必要性はしっかりと感じております。ただ、今回の今の施設と、それと来年の予算では、そこはまだ難しいということを御理解お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（西原 浩君） 松村議員、よろしいですか。（「はい」と発する声あり）

それでは、そのほか御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから、議案第1号令和4年度根室北部廃棄物処理広域連合一般会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長（西原 浩君） 日程第8 議案第3号根室町村等公平委員会規約の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（小湊昌博君） 議案第3号根室町村等公平委員会規約の変更についての内容を説明いたします。

本件は、根室町村等公平委員会から、共同設置以来根室町村会に事務所を置き、事務局を標津町が担っていましたが、今後は4町で5年ごとに持ち回りすることとし、このたび令和4年4月1日から中標津町が事務局となることとしたため、根室町村等公平委員会規

約の一部を変更したいとの協議があつたものです。

この規約の変更の協議につきましては、地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の議決を要することから、提案するものでございます。

議案の朗読は省略させていただきまして、議案資料にて説明いたします。

議案資料の1ページを御覧ください。

根室町村等公平委員会規約の一部を改正する新旧対照表です。

左側が改正後、右側が改正前となり、アンダーラインの部分が改正部分となります。

第1条中、別海町から根室北部廃棄物処理広域連合の部分を削り、同条に1号の別海町から8号の根室北部廃棄物処理広域連合を加えるものです。

第3条第1項中の「町、一部事務組合及び広域連合」を「関係町等」に、「標津町長」を「中標津町長」にそれぞれ改め、同条第2項中「標津町条例」を「中標津町条例」に改めるものです。

第4条第1項中の「根室町村会内」を「中標津町役場内」に改め、同条第2項中「1人」を「2人以内」に改めるものです。

第5条中「標津町条例」を「中標津町条例」に改め、第6条中「標津町」を「中標津町」に改めるものです。

附則といたしまして、第1項、この規約は令和4年4月1日から施行するものです。

第2項、この規約施行の際、改正前の根室町村等公平委員会規約の規定により標津町長が選任した公平委員会の委員は、この規約による改正後の根室町村等公平委員会規約の相当規定に基づいて、中標津町長が選任したものとみなすものです。

第3項、この規約施行前の証人等の費用弁償については、なお従前の例とするものです。

以上で、議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第3号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから、議案第3号根室町村等公平委員会規約の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 同意第1号

○議長（西原 浩君） 日程第9 同意第1号根室町村等公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（曾根興三君） 同意第1号根室町村等公平委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

本件につきましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

このたび羅臼町の寺澤哲也さんが、本年3月31日で任期満了となりますことから、新たに大木敏道さんを根室町村等公平委員会委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間でございます。

大木さんは、標津郡標津町北1条西3丁目2番1の112号にお住まい、昭和31年3月3日生まれの満66歳でございます。主な経歴を申し上げますと、昭和56年3月に北海道教育大学釧路校を卒業されまして、同年4月から平成16年3月まで標津町、中標津町、別海町の小・中学校の教諭を歴任された後、平成16年4月から平成21年3月まで、別海町の小学校と標津町の中学校で教頭をしておりまして、平成21年4月から平成28年3月までは、羅臼町と標津町の小・中学校で校長を務められ、退職後は標津町において認定こども園の園長を務める傍ら、標津町文化財調査委員会委員として御活躍をされるとともに、北海道中標津支援学校寄宿舎の臨時指導員として勤務をされている方でございます。

大木さんは、人格、識見ともに大変優れた方でございますので、御審議の上、ぜひとも御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西原 浩君） 同意第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから、同意第1号根室町村等公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎閉会宣言

○議長（西原 浩君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件は、全て終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第1回根室北部廃棄物処理広域連合議会定例会を閉会いたします。

広域連合長、あいさつ。

○広域連合長（曾根興三君） 第1回の議会、大変ありがとうございます。

提出されました議案につきましても、全て御決定賜りありがとうございます。

また、さきの質問、そして議論について、各議員の皆様方も大変広域施設の今後の運営・在り方について、関心を持って心配をされているのだなということがよく分かりました。

私も、高額な施設でございますので、今後、どういうふうに維持管理していくのか、そしておっしゃられたように、SDGsに対する環境問題についてもどう対応していくのかと、いろいろな課題がどんどん出てきました。各町とも、そこら辺は細かく連携し、そして情報をできるだけ集めて、各町にとって一番いい方法をこれから探し出していくかなければならない。なるべく早く課題の内容も議論・検討し、方向性を出していかなければならぬと、そういう時期に入っているというふうにも認識しておりますので、これは連合長としてだけではなくて4町の首長の一人として、しっかりと横の連携をとり、より住民の皆さんに負担の少ないようなごみ処理方法を、今後とも考えていきたいと考えおりますので、議員の皆様方もどんどん首長方への提案等もしていただきたい、みんなで全地域のごみ処理対策について何がいいのかということを、ぜひとも真摯に議論していただきたいところなふうに願って、議会終了にあたっての御挨拶をさせていただきます。

本当にありがとうございました。

閉会 午後2時28分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 4年 月 日

署名者

広域連合議会議長

議員

議員